
令和7年度第3回北区子どもの権利委員会 議事要旨

[開催日時] 令和7年10月29日（水）午後5時00分～午後7時00分

[開催場所] 北とぴあ7階第二研修室

[次 第]

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 北区子どもの権利擁護委員からの令和6年度活動報告
 - (3) 子どもの権利に関する活動報告
 - (4) 来年度の区長への提言（自由テーマ）のつづき
 - (5) 次回の予告
- 3 その他
- 4 閉会

[出席者] 内田 塔子 会長 林 大介 副会長 田中 優希 委員
畠川 麻紀子委員 小柴 千佳子委員 清水 智子 委員
守谷 暢明 委員 篠原 星太郎委員 早川 航平 委員 村田 大河 委員
萬 慶太 委員 戸邊 明里 委員 [子どもの権利擁護委員] 佐賀 豪 委員 北條 友里恵委員

[配布資料]

資料1	令和7年度第3回北区子どもの権利委員会（令和7年10月29日）
資料2	東京都北区子どもの権利擁護委員 令和6年度活動報告書
資料3	子どもの権利の普及啓発の充実策に関する提言
資料4①	北区子どもアンケート（フォーム）（小学校5年生向け）
資料4②	北区子どもアンケート（フォーム）（中学校2年生向け）
資料5	みんなで楽しく知ろう・学ぼう「子どもの権利」チラシ
資料6	各グループの前回までの意見（模造紙縮小版）
参考	委員名簿・委員座席表

【会長】

それでは、少し時間が過ぎましたので、始めようと思います。本日令和7年度の第3回北区子どもの権利委員会を開会いたします。

まだ今日、いらっしゃる予定の方で、これからお見えになる方いらっしゃるんですけれど、少しずつお見えになると思います。本日も学校の後、また、仕事の後にお越しいただきました、どうもありがとうございます。前回は8月1日でしたので、およそ2か月、約3か月ぐらい間が開きました。季節がすっかり移ろいまして寒くなってしまったが、皆さんお気をつけいただければと思いますが、子どもの権利委員会、今日も傍聴の方もいらっしゃいますが、私もあちらこちらで子どもの権利委員会って、北区の子どもの権利委員会ってどんなふうに言っているのと、やっぱり委員の半分以上が子どもの委員がいるということで、どんなふうにやっているのとすごく聞かれて、とても皆さん知りたいというお話を聞いています。

この間、ちょうど8月29日に区長への提言をしていただきました。私、ちょうど行けなくて、いろいろ調整したんですけど、どうしても行けなくてお任せをしたんですけども、後々ホームページでどんなふうに式が行われたのかというのを確認しました。行った皆さん、本当にありがとうございました。

前回までに続きまして、こちらの委員会は、子どもと大人が同じ場所にいて、そこでいろいろ何というんでしょう、対等に話をするというところが特徴で、そこを引き続き大切にしながら話合いをしていきたいなというふうに思います。

いろいろなところで子どもの権利に関わる活動、私も関わっているんですけど、なかなか子どもからの意見に、大人がその場所で同時に大人も意見を言う場所ってなかなかないんですよ。子どもからの意見として発表して、それについて聞くという場はあるんですけど、その場で自由闊達に意見をするということがなかなかそういう場って貴重で。なので、引き続きまたお願いたいなと思います。よろしくお願ひします。

それでは早速、今日の議事のほうに入っていきたいと思います。

まず、お手元に資料のほうがいっているかと思います。初めに事務局のほうからお願ひいたします。

【事務局】

では最初に、いくつか連絡事項になります。テーブルに飲物、お菓子、用意していますので、会議中ですが、食べながら臨んでいただければと思っています。あと、お手洗いはこれも前回と一緒にますが、特に挙手などなく出ていただいて、左手になりますので、行きくなったら行っていただいて結構です。

それから本日の委員の皆さんのお席人数ですが、これから参加される方もいらっしゃいますが、おおむね半数以上の出席となっていますので、会議の開催ができる人数が参加しているということをお知らせします。

それから、本日の配布資料の確認をします。事前送付資料になりますが、まずホチキスどめで、令和7年度第3回北区子どもの権利委員会次第と書いてある資料と、それから資料の1と書いてある、右上に資料の1と書いてある資料が一つと、それから同じく右上に資料の2と書いてある資料があります、資料の2と書いてある資料は、資料2から資料

6までが綴ってありますので、順次会議中にめくっていただければと思います。ここまでで、お忘れの方とかいればお渡しますので、挙手いただけますでしょうか。

あと、子ども・子育て支援総合計画2024の冊子を各テーブルに今日2冊ずつ配っていますので、今日最後のほう、少し触れさせていただくので参考に置かせていただきましたので、後ほどご確認ください。では、事務局の最初の連絡は以上になります。

【会長】

はい、ありがとうございました。前回にお菓子の希望を確か聞いていて、それが反映されていると思いませんか。口にはっと小さくて入れやすくて、会議中に口に入れてもあまり音がしないものという話だったと思うんですけど、確かにバイクとカルパスは確かにありましたよね。ほかちょっと音がするものもあるので、そこは気にしながら、食べてもらえばなと思います。それでは引き続き、事務局のほうからお願ひいたします。

【事務局】

事務局です。本日の会議ですが、いつものメンバーですけど、それ以外に北区の子どもの権利擁護委員のお二方に今日、ご出席をいただいています。

—子どもの権利擁護委員紹介—

【事務局】

今日この後、権利擁護委員会の活動報告の中でお二方が活動しているところについても触れますので、よろしくお願ひいたします。事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは早速なんですが、次第のこれは2番、議題報告事項のほうに入りたいと思います。まず1番、前回の振り返りについて、こちらも事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局です。それでは、資料の1、横になっている令和7年第3回子どもの権利委員会の3ページからになりますかね、前回の振り返りということで、具体的には3ページ目からになります。よろしくお願いします。

前回の振り返りということで、前回、まず子どもアンケートを実施するに当たって、この間何回か意見を聞いてきたというところで、その修正版、完成の一歩手前のものをお示しをしていました。そこではいろんな意見が出たところですが、全体的に見やすくなりましたというお話。

それから表現が、頭ごなしというのは分かりづらいので違う表現にしましょうということ。それから権利の相談窓口、説明書き、そういったのがあると分かりやすいんじゃないかなというお話。

あとは体裁では色分けするとよりよいのではないかとか。あとはこれ結構、なかなか深いところで、性別を聞く質問ですよね。答えたくない、分からないとか、意味が違うんじ

やないかと、結構示唆に富んだ意見をいただいて、これは分けたほうがいいと、その他の記述のところは必須としないとか、そういったような意見をいただいて、その辺を含めて対応の方向性というところで、おおむね、ほぼ反映をしたというところになっています。

このアンケートについては、11月に入りましたら、今、このターゲットが小5と中2、公立の中学校、小学校5年生と中学校2年生をターゲットになっていますが、11月に、子どもたちは1人1台ずつ端末を持っていますので、そこでアンケートを実施するということになっています。

アンケートの完成版、資料、こっちの縦の資料2から始まる資料の15ページからですか、そこに完成したものが、イラストが入ったり文字色が変わったり、本当にリアル、ほぼリアルなものがついています。なので、そちらをご覧ください。

それと次、振り返りのもう一つ目、4ページのほうに入ります。

子どもの権利委員会から区長への提言ということで、この間皆さんには、様々な意見をいただき、そもそも子どもの権利の浸透が図れないとか、もうちょっとPRするにはどうすればいいとか、そういったところを含めて広く意見をいただいてきたところです。

これを区長に提言しようというところで、提言に当たってどんなことを盛り込んだらいいかとか、そういうアイデアベースでいろいろいただいたというところになります。

4ページの半分より左側が出た意見ということで、提言内容に優先順位をつけるといった話とか、あと、区民まつりでPRをしたらどうだとか、それからこれはなかなか大人の視点ではなかった、生徒会朝礼で子どもの権利を伝える。なかなか大人、朝礼・朝会という、そういう発想がなかったので、これはなかなかいいアイデアというところ。そのときに、子どもから子どもに伝える、中学生なり高学年のほうから低学年のほうに伝えるとか、そういう子どもから子どもに伝えるほうが、大人から言うよりも入ってきやすいんではないかというようなお話もあったかと思います。

それと、北区ニュース、中学生の中でも話題になるということで、私もかつて作っていたほうなんですが、これはうれしいですよね。そういう関心を持っていただけるということは改めて分かったので、北区ニュースでPRをしていきましょうという話。

それから花火会でアナウンス。たまたまドローンが今年出ていたんですけど、残念ながらドローンで子どもの権利のPRはできなかつたんですけど、こういうこともアイデアとして面白いなと思ったというところで、対応の方向性の上ではおおむね盛り込んでいったところで、これを実際に提言をしたのが、次の報告とも重なる8月29日、夏の暑い時期にご参加いただいた方、本当にありがとうございました。委員のほうから区長のほうに提言ということで、この資料、提言書という固い感じですが、それがやはりこの資料の縦のほうの13ページ、中身は横になっていますけども、資料3というやつですね、少し字が小さいんですが、山田加奈子区長宛てに子どもの権利委員会から子どもの権利の普及啓発の充実に関する提言ということで課題を挙げて、提案をしてきたというところです。

先ほど言ったように、中身ですよね、ニュースの話、それから子どもが主体になった取組、幅広い世代を対象とする、そういったところを盛り込んでいます。

ここには費用も少し触れているんですが、この席で区長がこの提言を受けて、できる限り予算化することを明言し、なかなかこういうことってないんです、全部が全部つくわけではありませんんですけど、最大限の配慮をするというところで区長からそ

いうコメントをいただいて、今現在、予算について査定という、いわゆるこの予算がこの金額でいいかどうかを判断する時期に来ていますので、これは一つ大きな節目というか、マイルストーンになったのかなというふうに思っています。

またお戻りいただきまして、資料1の5ページ目ですね。前回の振り返りの3番、この提言のテーマ2、自由テーマですね。この間、グループワークでいろいろな意見を出していただいたというところで、4グループで議論をしてきたというところですね。学校のこと、放課後のこと、校則、本当に日常生活にわたるまで、いろんなアイデアが出てきましたので、今度、会議、次回も含めてですが、来年度の区長への提言に向けてテーマを絞り込んでいければというふうに思っています。

ここまでが、前回の振り返りになります。

【会長】

ありがとうございました。それでは、今の前回の振り返りを聞いて、例えばアンケート、いよいよ11月からこちらのアンケートのほうが実施になるんですけど、アンケートのほうを見て、例えば何か気づいたことがあるかとか。この間の区長への提言式に参加してみて、何かそこで感じたことがあるかとか、何かもしあればここで聞いておきたいかなと思うんですが、何かどうでしょうか、どうですか。大丈夫でしょうか、お願ひします。

【委員】

アンケートについて、前回会議内で言及できなかつたんですけど、せっかく今回、性別、ジェンダーを聞くに当たって、すごくみんなで話し合っていいものができたと思うので、このアンケート全体を全員にとっていいものにしたいというふうに考えたときに、一つ気になる表現があつて、これは問3、質問3の②のところのチェックボックスの中にある、親や兄弟姉妹とかという表現があると思うんですけど、兄弟姉妹という書き方がやっぱり男性か女性かのどっちかだけを前提とした書き方かなというような印象を受けるので、性自認とか自分の性別が何かというのをもっと連續体スペクトラムで考えたときに、このどっちかにしか触れない書き方はあまりインクルーシブではないかなというふうに感じたので、漢字を全部なくして、平仮名できょうだいと書くと、全員のことを指すことになるのかなと思いました。

もう一つ兄弟姉妹がどこかに出てきて、最後のほうになのですけど、質問9の②のところにも兄弟姉妹が出てくるので、これを全部平仮名のきょうだいで統一すると、せっかくジェンダーのことを十分考えた上でのアンケートなのでいいのかなというふうに思いました。

【会長】

ありがとうございました。これってインターネット調査だから反映ってできますよね。

【事務局】

はい。

【会長】

できます、ありがとうございます。とても大事なところだと思います。だから、ここは親や平仮名きょうだいとか一緒に住んでいる人の話というふうにすると、男か女かと例えれば問われて困る人も大丈夫というところですかね。どうですか、大丈夫ですか。

【事務局】

ありがとうございます、気づきづらいところでもありました。直す、直さないという物理的な話だと当然直せるんですが、小学生が、例えばこの平仮名きょうだいだけで分かるかどうか、認識ができるかどうか。多分、分かる人は分かるのかもしれない。世代的に多分この部屋の方、小学生は一見して、例えば女性の姉妹、これとどういうこととか、そういう認識にはならないですかね。そこは大丈夫かなという。

【会長】

皆さん、何を話しているかを教えてほしいなと思うんですけど、緑のところでは何か話しましたか、それについて。教えてもらってもいいでしょうか。

【委員】

普通に平仮名きょうだいでお姉ちゃんとか妹とかも多分みんな認識できると思うので、平仮名きょうだいで全く問題ないかなというのが僕たちの考えです。

【会長】

ありがとうございます。黄色グループのほうでも何か話していましたか。

【委員】

まだ、まとまっていない。

【会長】

まだ、でも、話しているということだよね。

紫のほうで何か意見ありましたか。どう思いましたか。

【委員】

僕たちもきょうだいという言い方で大丈夫だと思います。幼い子とかに、きょうだいいいと聞いても別に返してくれると思うので、きょうだいイコール自分と年の離れたお姉ちゃんだったりそういうのも含めているんじゃないかなという意味で、きょうだいという意味でいいと思います。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

きょうだいで問題ないと思って、何かきょうだいと聞かれて姉妹は思い浮かべられない人でも、誰から聞いたというので、例えば、姉か妹を思い浮かべて、この選択肢の中のどれだろうと考えたら、きょうだいになるんじゃないかなと思いました。

あと、学校でアンケートを探るので、もし分からなかつたら、多分、先生に聞けると思うので、そこで先生が答えてくれると思います。以上です。

【会長】

ありがとうございます。どう、黄色のグループのほう、何かありませんか。

【委員】

すみません、僕たちのグループも、きょうだいは平仮名で賛成という意見が出ました。最初にこちら側の意見を言ったときに、こっちの話とずれているところがあるのかなという点は感じられたんですけど、結果的に平仮名という形になりそうだったので、これに関してはそこで大丈夫なのかなという感じで思います。以上です。

【会長】

ありがとうございました。

【事務局】

ではそのように、直します。

【会長】

そうしましょうか、はい。ありがとうございます。そのほか、何か前回の振り返りについてありますか。どうでしょう。特に大丈夫ですか。何かありますか、なければなしで。ない、分かりました、ありがとうございます。大事な指摘、ありがとうございました。反映をしたいと思います。

それでは次に行きます。（2）ですね、北区子どもの権利擁護委員からの令和6年度活動報告というところで、また事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは事務局からご説明します。資料のほう、資料1と書かれている資料の7ページ目になります。（2）北区子どもの権利擁護委員からの令和6年度活動報告になります。

先ほどもご紹介させていただきまして、本日北区子どもの権利擁護委員2名の方、いらっしゃっていただいています。北区の子どもの権利と幸せに関する条例に基づいて、令和6年7月から設置して、山田区長から委嘱を受けて活動をしていただいています。

活動の内容としては、子どもの権利擁護委員は、子どもの権利侵害に関する相談に応じて助言や支援を行っている。必要に応じて、関係者に対応を要請することもできますという説明をします。

それでは、具体的な活動報告のほう、資料2と書かれている資料のほうをお手元にご用意いただけますでしょうか。資料2の1ページめくっていただいて、最初、目次となって

います。次のページ、初めにというところで、ここに北区の子どもの権利擁護委員の代表擁護委員が昨年度活動をされて感じたことなど、こちらに書いていただいているんですが、本日いらっしゃっていますので、ご本人からここのお話をお願いしたいと思います。

【子どもの権利擁護委員】

よろしくお願いします。私のほうからは、昨年7月にこの委員の職を拝命いたしまして、9月から相談業務を始めさせていただいたんですが、そこから約3月まで半年間の活動を通じて私が感じたことを簡単にご報告させていただきたいと思っています。

まず初めに、北区の場合、子どもの権利と幸せに関する条例制定については、まさに子どもの主体である皆さんのが参加された会議体でこの条例ができたという背景がありまして、この条例の内容が具現化できるように権利擁護委員として活動させていただきたいなと思っておったんですが、やはりこの権利擁護委員という制度それ自体が、まだ周知が不十分なのかなという中で、この半年間での相談の面接件数、それ自体は後で報告がありますが、1件にとどまってしまっているのかなと。

ただ他方で、メールでの相談のほうには問合せが何件か来ておりまして、この相談メールの中で具体的に面接相談までつなげるために、面接の方法をいろいろ改善等の作業等をさせていただきながら活動していました、一応この令和7年度の報告はまだ来年度になりますが、一応面接相談のほうは着実に増えてきている状態です。

併せて相談という形で皆様からの相談を待っているだけでは、全く相談は来ないんじゃないかということで、今現在、児童館のほう、ティーンズタイムというのがございますので、そちらのティーンズタイムを使ってお子さんのもとに我々権利擁護委員のほうが訪問させていただきながら、何か相談があれば、この前は児童館でずっと百人一首をやって終わってしまったんですけども、そういう中で身近な存在として我々がなることが重要じゃないかということで、児童館の訪問と併せて学校のほうでも出張授業という中で、権利擁護委員としてこういう人たちがいるんだということをより周知していく中で、皆さんの相談を広く受け付けられるような体制を整えていきたいなと思っていますので、今後とも活動にご協力いただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

【事務局】

ありがとうございました。それでは引き続き事務局のほうから、昨年度のもう少し詳しい報告の内容をご説明させていただきたいと思います同じ資料2の続き、ページをめくりいただいて、右下に書いてあるページですと5ページ目ですね。こちら、北区子どもの権利擁護委員の概要ということで、皆様よくご存じの子どもの権利と幸せに関する条例の中で規定をして活動していただいているものですということで、こちらに記載しています。令和6年7月から委嘱して、現在も2名なんですけども、初旬より委員の交代もございました。次のページは、こちらは広く公開して見ていただく資料になりますので、まだ、ご存じのない方もいらっしゃるということで、条例の説明なんかをかいつまんで説明しています。こちらは飛ばします。

次のページ、右下7ページ目なんですが、こちら6年度、どういったことをやったかと

いうところの歩みということで、4月から始まっていまして、4月に条例が施行されて、7月には委員2名を任命しました。

その後、地域や学校なんかで相談、講演会ですか、出前講座を実施しています。9月から子どもの権利相談窓口ということで電話とWEBのフォームですね、こちらで受付を開始しているところです。

その後も11月、1月、2月と、講座ですかその他、出前講座といったことを実施しています。

次のページに行きまして、こちらは子どもの権利相談窓口の運営体制ということで、こういった形でやっていますということで、後ほどご確認いただければと思います。

次のページが相談の流れということで、こちらも先ほどまだ面接まで行ったのが6年度ですと1件というお話もございましたが、こういった流れで受付をして、面接を実際にご本人と権利擁護委員の方と面接をしていただいて、それのお話の内容に対して助言ですか支援、その後、調査、調整、要請、意見の表明といった形で対応していくと。

必ずしもこの4番、5番全てどのケースでもやるというわけではないんですけども、こういった形での対応は可能ですということで、後ほどご確認いただければと思います。

次のページは実際の相談、対応、実績ということで、昨年度、令和6年9月から7年3月までの相談の件数が10件ですね。その内訳のほうを(2)以降記載していまして、相談者は子ども本人か両親かといった内容ですね。また、相談の対象、その次のページになりますと、相談の方法ですね。フォームがやっぱり多いという形ですね。実際にその内容を細かくグラフで示しています。

ページめくっていただいて次は、今のところまでは相談のお話だったんですけども、相談以外にも子どもの権利に関する普及啓発活動というものも擁護委員の方は行っています、これは先ほどのお話にも出ているんですけども、小中学校を訪問して出前講座を実施するといったものですね、昨年度は谷端小学校さんと星美小学校さん、私立ですね、あと中学校で明桜中さんですね。こちらにお伺いをして、実際に講座をしています。写真が下にも載っているんですけども。

今年もこれから数小学校、中学校、いくつかの学校に行って、実際に出前講座を実施しますので、もしかしたら皆さんいる学校にも行くかもしれませんので、そのときはどうぞよろしくお願いします。事務局からの説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございました。今、説明をいただいたところなんですが、何か今、話を聞いて、子どもの権利擁護委員さんに対してでもいいですし、それ以外のことでもいいんですけど、何か質問などあったら今ここで受けたいと思います。

何か聞いてみたいことってありますか。子どもの権利擁護委員。

緑グループさんのところで何かありますか、お願いします。

【委員】

一つ質問なんですけど、相談方法について電話等フォーム以外、これから増やす可能性とか、検討されているものってあるんですか。

【会長】

どなたかお願ひします。

【事務局】

はい、事務局からお答えします。

具体的にこれというものを、今相談検討しているわけではないんですけども、やはり相談する入り口として、何かもっとあれば、検討したいなと思っているところです。実際に何かこういったものをいいんじゃないかというのがもしございましたら、ぜひご意見いただけたらなと思います。よろしくお願ひします。

【会長】

もし今、その辺りで、例えばこんなのがあったら相談がしやすいという、メール、電話以外で何か思いつくものってありますか。

【委員】

最近の中学生、小学生がどう利用するか分からんんですけど、よく女性の相談窓口とかではLINEなんか例えば、使っているところも多いな、なんて思ったんですが、なかなか子どもたちはどうなのかしら。フォームだと大人でもかなり勇気がいるのかな。

あと電話、今の子、電話ができない印象がすごくありますね。昔は固定電話があって、近所のどこかのおうちに電話をかけてつないでもらうとかという電話もあったけど、最近はなかなか通話ってしにくいのかな、どうなのかなと思っていました。

【子どもの権利擁護委員】

この間のフォームの相談の件で、皆さんにお話しさせていただきますと、結構、このフォーム、お子さんのはうから投稿がありまして、フォームの中には面接相談までやりませんかというところで全部入られるんですね。面接まで決まって構いませんという感じで。ただ、フォームそのままではまずいかなということで、フォームは改定していく、フォームまでえてくれたことについて感謝しますということで、また相談したくなったときはまた連絡してくださいねということを、北区はちょっとフォームは柔軟に職員が改定できるということで、すぐ変えていただきまして、そういったメッセージをお子さんに伝えながらフォームに投稿するその行為、それ自体を、何ていうんですか、エンパワメントするような形で改定させていただいたりとかしているんですね。

LINEとかの場合もやっぱり匿名性というのは、やっぱり先ほどのフォームの相談で投げるのと同じように、そこは結構、子どもの側からするとニーズが高いのかなというのがある反面、やはりつながりきれないというところをこちら側としては心配なものがありまして、LINEの相談等々、お子さんとしては一番なじみは強いのかもしれないですが、それらは今後も検討課題にはしたいなと思っています。

加えて、先ほどのやっぱり面接相談までいかない部分って、やっぱり我々がどんな人間か分からないのでということで、実は児童館にポスターを張ってもらっていて、最初の第

1号のポスターはそれぞれのあだ名を書いておくという形で、ポスターはずっと張られているので、私も初めて行ったときも、あの人、見たことあるという感じで声掛けがあって、これはなかなか効果的で、意外とざっくばらんとした何か話の中で、実は今、相談が結構来ていますよね。

お子さんそれ自体は、相談なのがみたいな、悩みごとみたいな形で声掛けから始まっているんですけど、そういう話を見かせてもらって、今後も継続でというお子さんが何人かいる状態で、今、委員が2人しかいないくて、本当はティーンズが3か所あるんですけど、3か所全部回るのは難しいので、今、1か所だけ集中でやらせていただいているんですが、いろんなお子さんが、またポスター、今回また3か月たったので、今度は好きな食べ物シリーズで、またポスター変えて、また告示等していきたいと思うんですが、やっぱり我々委員それ自体の存在をリアルに感じてもらうようなところが重要なと思ってますので、そこら辺、また子どもの権利委員会で何かアイデアがあれば議題に上げていただけますと幸いです。以上になります、ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。今、子どもの権利擁護委員のお話に子どもたちがうなづいていたというところもお伝えをしたいというのと、あとはこれ、私の経験なんですけど、ある児童養護施設の虐待防止委員というのをやっていて、私もポスターが作られていて、ポスターってすごく見ているんだなと思ったんですけど、張る場所がトイレ。トイレの人だってよく言われるんですけど、トイレだとまじまじとポスターを見るタイミングみたいで、トイレのポスターが効果的だったなと思います。

【子どもの権利擁護委員】

なるほど。児童館の先生がすごいよくて、すごい低い位置で、ティーンズの部屋に入る入り口に張っていただいたので、みんな結構、見てくれているんですよね。行くと、見たことない子も、何かこうやって見たことあるみたいな感じで言われるぐらい、そこら辺、やっぱり児童館の職員の方ともまた連携しながら、いいアイデアいただきながら進めていきたいと思います。ありがとうございます。トイレもちょっと検討します。

【会長】

ありがとうございました。いいでしょうか。お願いします。

【委員】

すみません。今ポスターについても話していると思うんですけど、僕たちの班では、相談後、実際に面接できたケースが1ということだったので、直接来てもらうというのはどうかなという意見が出ました。

電話とかフォームとか、やっぱり段階を踏むということで、何ていうか諦めてしまうという部分とかもあるのかなというところがあるので、直接来てもらったら、そのときに面接とかも含めてできるので、そちらのほうがいいのかなという感じはあります。以上です。

【子どもの権利擁護委員】

ありがとうございます。直接行くというのは、学校を訪問して回る感じのイメージですか。

【委員】

すみません、主語言っていませんでした、失礼しました。相談したい方が北区役所のほう、滝野川に実際、本部があるということなので、そこに来て面接を行うというのも意外といいのかなという話は出ました。

【子どもの権利擁護委員】

貴重な意見、ありがとうございます。そこはフォームを多分、あまり最初、出だしからいきなり来てという、書いてないですよね。

そこは書かせていただきたいと思います。いきなり来てもいいですよということで、記載はまた加えさせていただきたいと思います、ありがとうございます。

【会長】

なるほど、なるほどですね。

【子どもの権利擁護委員】

それは確かにそうですね。

【会長】

はい。幾つも手続を踏んでいくと、やっぱり途中で諦めるというのは確かにあるかもしれないですね。ありがとうございます。

ほかに何かありますか。この権利擁護委員関係で。大丈夫ですか。進めていきたいと思いますが、ありがとうございます。それでは先に進めます。次が（3）子どもの権利に関する活動報告、事務局のほうから説明をまた、お願ひいたします。

【事務局】

事務局です。また、横の資料1の8ページですね、8ページ以降からになります。

（3）子どもの権利に関する活動報告ということで、こことのところの活動の報告になります。

9ページから内容になりますが、9ページ、先ほど触れましたが、区長への提言式ということでイメージしやすく写真を入れてあります。当日、暑い中ご参加をしていただいた皆様、ありがとうございます。なかなか区長の応接室なんて行くこともないのですけれども、そういったところで提言書をお渡しして、提言書は先ほど、13ページ、縦のほうの13ページにありますとおり、セレモニーをやって、実際にその後、この円卓、写真の右下のテーブルですね、ここで委員の皆さんから説明をしていただいて、区長、あと教育長も来ましたので、教育長からもコメントをいただいたというところです。

区長はこういうところ、最初の頃も来ていたので、何となくイメージはできるんですけど

ど、教育長は初めてだったので、えらく感動していました、やはり、そのときに確かに言っていたのは、かっこいい中学生になってくださいというようなことを言っていて、もう君たちはもう既にかっこいいんだけどと言ながら、やはりそういうところで中学生委員がまた、例えば、小学生に教えていくとかそういう話も、この中でも出ていましたが、そういう展開をどんどんしていければ面白いのかなというところは、終わった後も教育長と区長でしていたというところになります。

具体的な提案をすぐに実は実現したのが、この下、10ページになります。

区民まつりがPRできないかというところで、担当者が突貫工事でやったんですが、本当に1か月ぐらいでやったんですが、区民まつり、10月4日の土曜日、これも後々からだったので、無理くりブースを取りまして、飛鳥山公園でやりました。ハンドブックを置いていたり、チラシを配布というところで、この日は天気もいまいち、途中から荒れてしまつてよくなかったんですが、それまでの午前中の間、何とかもったときには、子ども委員さんも駆けつけてくれて、一生懸命PRをしていただきました本当にありがとうございます。

そのPRの一つがこの写真にあります子どもの権利の木ですね。子どもの声を集めているところで、これを皆さんに、特に今、年代を問わずということで、いろんな意見を書いてもらって付箋で貼っていくというを作りました。

これは、実はまたその次につながってくるんですけども、後ほどまた紹介。図書館でやるイベントのところにも展示をしてありますので、ぜひまたご覧ください。

ページ進みまして、11ページになります。

こちらも先ほど触れたアンケートということで、11月から実施をするということで、これは皆さんからいただいたもので、先ほどのところも修正した上で、これはWEBの便利なところですぐ直せますので、これで対応してアンケートをしていきたいと思っています。

年明けてから最終回、年度の最終回、2月、3月ぐらいに予定するところ、そこでも報告できればいいかなと思っていますけども、結果の報告ができればと思っています。アンケートについては、先ほどの資料の後ろのほうに付いています。

12ページ目です。「秋のこどもまんなか月間」に合わせた普及啓発の取組ということで、北区ニュースの実は11月1日号、もう今日、手元にありますかね、でかでかとPRをしています。先ほどの権利の木もあります。少しでも、とにかく目に触れることができ第一かなということで、北区ニュースを使ってPRをしていくということです。

それともう一つが、先ほど触れました中央図書館のほうで展示イベントを実施しますというところで、10月24日、もう既に始まっているんですが、ひと月ほど、権利のパネルの展示、それから子どもの権利に関する図書館、図書の展示。図書館ですから図書がありますので、そういう図書の展示をしています。

併せて、先ほどの権利の木も展示しています。また、11月24日にはなりますが、こちらではイベントの開催ということで、権利擁護委員の方を講師ということでお呼びしてお話をしながら、みんなでボードゲームを使ったりという、楽しく知って、学んでもらおうというイベントを開催します。11月24日になります。中央図書館で、区内の在住生徒の小、中学生を対象に行います。

こちらが資料ということでついていますが、通しページ、こっちの縦の31ページが、

通しページに。31ページがチラシの見本になっています。ぜひご参加、また、見学に来ていただければと思います。

説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。今、説明していただいたことについてで、何かご質問とかご意見とかありますか。

特になければ、もう目配せでないということで、次に。なさそう、ない。お願ひします。

【委員】

遅れていますみません。この11月24日のイベント、もう既に申込み始まっていますが、既に応募状況どのくらいなんでしょうというところと、もし少ないようであればというところ、今日皆さん、どれだけ知っているのか分からないですけど、対象となる中学生がいるのであればとか思っただけです。

【事務局】

回答いたします。今のところ、非常にまだ少ないというか、北区ニュースで出したばかりなので、まだ全然申込みが集まっておりませんので、ここに来ている皆さんも、もし関心があれば、お友達等も誘っていただきて参加いただければと思います。

1人1台端末、北区のほうでもこのチラシ、配信されますので、その辺りでまた学校でも話題になるといいなと思っています。

【会長】

ありがとうございます。ほか、どうですか。それでは先に進みたいと思います。

(4) 来年度の区長への提言ということで、こちらまず、事務局のほうから、またお願ひいたします。

【事務局】

引き続き、13ページですね、区長への提言。先ほどのはテーマが決まっていました、今度は自由テーマということで、この間、皆さんにはグループワークをしながらいろいろ意見を出していただいてというところで、それが縦資料、もう一個のこの冊子の資料の6、33ページ以降にチーム名と実際の課題とアイデアが載っています。

これまでの模造紙で縮小したものになっています。

今日の会議においても、議題、アイデアのまた整理をしていただくということで、次回では提言した内容を決定にもっていきますので、今日、割と整理を時間を持ってできればと思っています。

来年度については調査というところで、実際に視察なんかもしてみたりして、最終的に区長に提言ができればというところになっています。

【会長】

ありがとうございました。それでは、グループワークを始めるということでいいですか。
時間が20分くらいありますので、それでは各グループに分かれて引き続き話をしていくということですね。

【事務局】

今、テーブルに模造紙配ってありますので、各テーブルで模造紙をまず開いてみてください。お願ひします。

(グループワーク)

【会長】

そろそろ一旦、皆さんのグループでどんな話が出たかの共有ができればなと思います。

また、どなたが発表するかを、各グループ決めてください。

それではどこからいきましょうか、いけそうなところは。

では、グリーンのところからお願ひします。

【委員】

グリーンチームです。私たちのチームはまず最初に、前回挙がった課題をもう一回見直してみて、どういう分類になるのかというのを分けてみました。

四つほど分けたんですが、学校に関するものが多くて、学校の設備のことであったり、雰囲気、皆さんのが持ちの問題が変わればいいよねということであったり、あとは決まり、ルールのこと。あとは学校全体で自分たちがこんなことをしたのに変えられないぞというような、そういう学校の対応に関するものが多くありました。

あとはご家庭、家に帰ったいつものことで、例えば、ふだんの生活に関するものというのが大きく分かれていきました。

それに対するアイデアのほうなんですけれども、一番多く話が出ていたところがやっぱりそういう課題をなかなか変える仕組みのところがないのかなという話になりました。今回、子ども委員が1人だったので、あちらのチームと合同でお話ししてもらって、それぞれの学校の思いなんかも聞いてみたりはしたんですが、例えば、生徒会がうまく機能していれば、そこに課題を持っていって、何か変えられないかという検討ができたりするのかなってあったり、そういう、どうやったら次の一步を踏み出せるのかがしっかりと今ない状態なのかなというところは感じられました。以上です。

(拍手)

【会長】

ありがとうございました。

そしたら次はどうしましょうか。

黄色いグループ、お願ひします。

【委員】

僕たちの班では、安心して過ごせる居場所づくりというのをメインテーマにして、いろいろな意見を出していきました。具体的には、やっぱり小学生の低学年とかは児童館とか、あと学童とかそういうゾーンがあるんですけど、やっぱり中学生とかあと小学生、五、六年生とかでもやっぱりそういう場所があまりないということが話し合って気づきましたので、そこについて話しました。

【委員】

自習スペースについて話が出ていて、自習スペースっていいよねという話がありました。前々回ぐらいに1日おじいちゃんというワードを出していまして、そことくっつけて、例えば退職されたおじい様、おばあ様だったりを自習スペースにお招きして、団らんだったりいろいろなことを話したり、そういったこともいいんじゃないかなと思いました。

【委員】

あとは、今言った自習スペースと言ったんですけど、まず、その自習スペースを作るというのもどうかなという意見が今出ていました。例えば、今は実際ないんですけど、図書館とかは最近、席が空いていないというケースが結構多いというのは聞くんですよ。

だからそういう自習スペース、個人個人で、自分でプライベートなことをできるというスペースを作るだけで変わるんじゃないかなという意見はありましたね。

個人スペースというなら、ほかにもブースとか、あとスライド、みんなで相談できるとか、取りあえず、いろいろなことができるスペースというのが大事なのかなという意見が出ました。話がごちゃごちゃしてしまって、すみませんでした。

【委員】

ほかに何かありますか。では、そんな感じで、何ていえばいいんですかね、一つのニーズに集中し過ぎると採算も取れないですし、何より多様な子どもを集めることができないので、多くの人にとって快適な場所になれるように、ウッドコテージという、このいい感じの丸太をくべて、丸太ふうの木材だと思うんですけど、パーティション作ってカーテンを作ったり、まずは場所を作ってみて、そこから座布団が欲しいなとか、ここはクッショングが必要だなとか、漫画とか置いてもいいんじゃないかな。そうやっていろいろ集めるという意見が出ました。そのぐらいですかね。多くの人にとって、快適な居場所になれるといいなと考えています。

(拍手)

【会長】

ありがとうございました。
紫グループ、お願いします。

【委員】

課題しか出せなかつたんですけども、まず、僕たちの班では、主に学校のことについての課題について話し合つたんですけども、僕の学校では放課後の時間がすごく少なくて、バスでの通学とかになつてしまふので、何時にこの便があつてこの便には絶対乗らないといけないよという時間の制約がすごく大きくて、放課後での時間の使い方が全くできないので、例えば、僕の学校にある意見を出したいというところも使えなかつたです。僕の学校についての意見を出したいという話し合いの場とかも、本当に自分が欲しいんですけど、そういうのも設けられなかつたりという時間の制約の上での頑張つていこうかなというのと、校則についてなんんですけども、僕の学校は生徒が学校内でパーカーとかを着ていると先生に注意されたり怒られたりするんです。危ないとかで言われるんですけど、寒がりの人ってすごい結構たくさんいて、でもその分、暑がりの人もいるから、教室での暖房の調節とか難しくて、暑がりの人が暖房消すけど、その分寒がりの人は寒かつたら暖房付けたりというので、パーカーとかあるだけでも変わつてくるのかなというので、その話し合いの場、校則について、もっといろんな校則を変える場が必要かなというのは思いました。

あと、生徒会の話なんんですけど、学校行事での自分たちの生徒会の自由度が少ないというのが、僕は思つていて、僕の学校のいわゆる文化祭は合唱なんんですけど、ほかの学校とからつて結構、このクラスが優秀賞でみたまう、このクラスが最優秀賞ですよみたいなのがあると思うんですけど、僕の学校って何か順位とかも決めずに、先生が、はい、この曲やつねと言つたやつを、ただ歌うだけという。それを聞いて、それも鑑賞会みたいな感じなので、もうちょっと生徒の意見として、先生たちにもっとこういうことをしたいです、例えば、文化祭で自分たちで曲を決めたいですか、それかまた、演劇みたいなものをしてみたいですねみたいなのをもつと言つた、先生たちに言う機会があればいいなと思いました。

あと、この話が出たときに、先生が変わつたときに、校長先生も今年変わつたんですけど、そのときに、前の校長先生はすごいフレンドリーな方で、生徒の意見とかにもすごい耳を向けて、僕たちにもすごい積極的に話し掛けてくれる人だったんですけど、校長先生が変わつてしまつて、あまり先生たちとの交流の機会がすごい減っちゃつて。

だから校長先生とか先生たちが変わることによつて、この機会、先生たちと話す機会が減っちゃうというのは問題だなと思うという意見が出ました。以上です。

(拍手)

【会長】

ありがとうございました。

そしたらうちのところで、いいですか。

【委員】

うちのところで出たのは、まず一つ目が、体操服とか服装についてなんですけど、体操服で夏暑い。逆に冬は寒いとかのときに、ジャージを着る着ないが制限されているというのが問題かなというので、例えば、冬は着ても、冬が終つた後、春になって、たまに寒い日とかあっても、もう春だからジャージは着れないみたいな、そういうのが問題かなと

いうのがありました。

あとは靴下が、短い靴下はくるぶしより下はなしみたいな。理由として、くるぶしが出ていると危険だからという理由で何か一応言わわれてはいるけど、みんなよく分かってないみたいな状態で、はいてきて注意されてみたいのがよく見られました。

次が、校則とかについてなんんですけど、グリーンチームと話したときに、何か学校によって結構差があるなというのは感じて。その状態、こっちの学校ではこうだ、こっちの学校ではこうみたいのが、違うところとかがあれば、あの学校ではこうなんですけどとか先生に言ったりとか。

あと、ここでの共有するときとかも、一応、例えば私だったら、中学校の校則とかを前提に話しちゃっているけど、もしかしたらくるぶしより短い靴下もありの学校があるかもしれないし、何かそういう共有もやってもいいのかなというのを思いました。

あと、これもグリーンチームのところに書いてあったことなんんですけど、成績、何かクラスの編成を授業ごとに成績順とかのほうが学びになるみたいなので、これは結構、話したんですけど、難しくて。公立中学校というのもあって、学力の差で完全に決めちゃうと、差別的なこともあるというのもあれば、逆に中三とかだと、ある程度学力的に行く高校とかを考えているところもあるから、わざわざ上の高校に行きたいのに、遅い人とかに合わせてやっているのも正直困るみたいな話もあって、それもなかなか難しい問題だなと思いました。以上です。

(拍手)

【会長】

ありがとうございました。さっきグリーンのところで、家庭の問題も何か話し合われたというところで、例えばどんな話をしたっけ、家庭のところって。

【委員】

家庭じゃないかもですけど、時間に追われ過ぎという意味です。そういう学校の外に出ている問題。

【会長】

例えば、習い事が忙しかったりとか、塾が忙しかったりとか。

【委員】

そういういろいろなこと。あとは、地域の環境、ボールを公園で遊べないですとか、キックボードで遊べる場所がないといった公共のスペースのこともありました。

【会長】

ありがとうございます。はい、ありがとうございました。今、そうすると皆さんのがグループから言われた内容って、やっぱり学校のこと、学校関連と、あと日常生活、家庭というか日常生活の忙しさというところと、あと地域の居場所というところが三つ、柱として

あったのかなと思います。

とりわけやっぱり学校の比重が大きかったかなというふうに思ったんですけど、これは何か先生にご意見を求めてもいいのかなと。やっぱりここでざっくばらんに、今の子どもたちからの意見を聞いて、何かどう思いましたか。

【委員】

今、校則について少しいろんな意見が出ていました。

私たちは決める側のどちらかという立場なので、どんな意図で作っているかというと、やはり集団で生活していく中で、あったほうがよりよく過ごせる。もしくは安全に過ごせるとか健康に過ごせると。そういうことを、あと学習効果も含めてトータル的に考えて作っていきます。

もちろん、そのときの状況によって学校ごとで状況が違うので、ルールを一律化するは多分できないかなと思っています。

あと、そのときの社会の情勢というんでしょうか、にもよるので、本校でいうと毎年、校則検討会議というのを行っていまして、昨年は、昨年だったか、一昨年だったか、どちらの内容だったかあれですけれども、もともとセーターの指定が細かかったんですね。ベストは駄目で、カーディガンは駄目で、普通のいわゆるセーターはいいけどみたいな。

その辺が、もう多少自由化してもいいんじゃないか。子どもたちと話した中では、やっぱり子どもたちは分からぬわけですよね。私たちの思いとしては、過去に例えば、カーディガンを物すごくだらしなくはだけた形で着ている子が、これはかなり大昔ですけど、時代がありまして、そういう話をすると子どもたちも、そうだったの、みたいなことは理解してくれます。ただ、今はだから必要ないよねということもあります。

実は今度の来週の木曜日に本校、今年度の、また校則検討会議で、主にやっぱり服装が子どもたちにとっては非常にタイムリーな話なので、今出たくるぶしソックスのことですか、あと、今年度から本校でいうと、クールビズとして体育着で過ごす時間というのを増やしたわけですね。

そのときに、ただ、身だしなみの部分もあったので、今年はシャツを入れましょうということで指導してやりました。ただ、やっぱりいろんな意見が出たので、今年の検討会議ではそのシャツインをクールビズという視点でいくと、通気性というのもあるので、もう一回ちゃんと話し合いましょうという形で。まだもちろん、これはどうするかというのはまだ決まりじゃないんですけど、そんなこともしています。

ですから、学校によってどこまでやるかというのはもちろんあるんですけど、いろいろと中学校のほう、いろんな出来事もあるので、ルールは多少やっぱりないと厳しいなというのが正直なところです。ただ、やみくもにルールで縛るというのは、もう時代としては正直ついていけないんじゃないかなというふうに私は考えています。

ですから、ちゃんと意図であるとか、そういうものをしっかりと話す機会や説明する機会、もしくはちゃんと伝える機会を設けた上でやっていきたいなと思っています。ただ、なかなかそれが子どもたちに浸透しているかというと、伝わりきれているかというと、まだまだ課題があるので、そこはこういう機会にいろんな意見、やっぱり出ていました。

実は本校の子どもたちも同じように、やっぱり学校の課題を言ってくれているので、ど

うしようかなという思いで聞いていましたけども、ただ、できることはもちろんするんですけど、中にはやっぱり子どもたちの健康とか安全に関して言うと、やっぱり厳しめにという、しなければならないこともあるので、そこは理解していただきたいなと思っています。

ただ、学校として気をつけたいのは、単純に何かすぐ、何かあったからルールにしましようということでもないかなと思っているので、そこは丁寧にやっていきたいなと考えています。

すみません、長くなりましたが、よろしくお願ひします。

(拍手)

【会長】

どうもありがとうございました。急に先生にお話振ってしまって。でも本当に、先生のところではすごく先生と生徒で対話の場があるんだなというふうに思いました。

子どもたちのさっきの話をしていたときに、ほかの学校はこうなのと、うちはこうだけどほかは違うんだとか、そういうことで、自分の学校のことを客観的に知るということがあったので、さっき本当に紫のチームでも、先生ともっと話す交流の機会があったらいいのにというのがありました。

それは今の先生の話で、先生の側の意図というのはこうなんだよということを知る機会にもなるだろうし、子どものほうとしてはこういうふうに思うということを先生に伝える場にもなっていて、何かそういう対話の場というのがあると、いろいろ変わっていくけど、特にまだないと、なかなかそういうことが変わらないかと思います。何かそういう学校の違いがあるなというのを何か聞いていて思いました。

あとはこれからまた、今日はここまでで来年度に向けて区長の提言にまとめ上げていくときの柱として、やっぱり学校というところ。あと家庭生活で言えばいいのかなというところと、あと地域の居場所というところを引き続き柱にして、みんなの話をまとめ上げていけるといいかなと思いました。また時間を設けて、さらに話を進めてまとめていきたいなというふうに思います。

それではこの話はここまでにして、次が次回の予告、5番、次回の予告ですね。

また、事務局のほうからご説明お願ひします。

【事務局】

事務局です。資料の横のやつの16ページになります。次回の予告ということで、先にお話をしておくんですが、テーブルの上にこの子ども・子育て支援総合計画という冊子がありますね、なかなか読むには読みごたえがあるというか、細かくてあれなんですけど、この計画の評価とか検証というのを、10月16日の子ども・子育て会議という会議があるんですけど、そちらで検証しました。

この事業、どれだけできているとか、これ、どういうこの取組でいいのかとか、いろいろいろんな意見をいただきました。

私たち事務局としては、この委員会でもこの計画を、皆さんがあちこち分かりやす

く当然説明というかお話をしなければならないんですが、分かりやすく説明した上で検証していく、いける会議であってほしいなというところから、そういう仕組みづくりというのを、今のところ検討しています。

今多分、中学生委員さんがぱっと見て、分かるところもあるかもしれないんですけど、なかなかイメージが湧かないとか、これどういうことなんだろう、そういうのがあったりすると思うんですよね。そういうところも含めて分かりやすい説明をしたりしながら、皆さんにも評価をしていただきたい、そういう仕組みづくりを考えています。

差し当たって、これまだ、今のところの案というか考えなんですが、次のこの会議で区のこの中に入っている全てというわけにはいかないんですけど、事業を担当している職員さん、例えば、例えばですよ、あくまでも。学童クラブの担当している職員さんとかに来てもらって、こんな仕事というか、学童クラブってこういう事業です。ここにありますけど、例えば子どもの権利に関して工夫している取組、何かあったらそういう説明もしてもらったりして、少しでもイメージを湧きやすくしていければいいかなというふうに思っています。

ここに書いてありますけど対話を通じて、先ほど会長からありましたけれども、対話の場というのはやっぱり大事かという、そういうところがありますので、対話を通じて区がいろいろな子ども・子育てに関する取組をしているところへの理解を深めていただければというふうに思っているところです。

説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。これについて、何かご意見ありますか、大丈夫でしょうか。

それではその他になりますが、その他、何か事務局ありますか。

ない。分かりました。

では、以上ということでおろしいでしょうか。何か言い残しとかありますか。大丈夫でしょうか。

(なし)

【会長】

それでは、今日はこちらで全て終了になりました。

令和7年度第3回北区子どもの権利委員会、閉会します。

皆さんどうもありがとうございました。